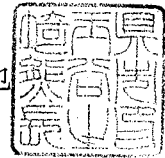


令和8年6月12日付け熊谷市公告第158号により公告した熊谷市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果と併せて公告する。

なお、同条第2項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月6日

熊谷市長 小林 哲也



- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
熊谷市役所 産業振興部 農業政策課
熊谷市弥藤吾2450番地
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和8年8月6日以後常時備え置いてあります。
- 3 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果
意見書の提出なし